

---

## IX その他

---

1	徴税費の状況	27
2	税務機構及び事務分掌	28
3	税務職員の年齢及び経験年数等	29
4	税務職員の手当	29
5	固定資産評価審査委員会委員	30
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調	30
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	31
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	32



# IX その他

## 1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		26年度			27年度			28年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,484,430	100.7		28,480,242	100.0		28,730,202	100.9		
	個人府民税 (2)	7,202,722	99.3		7,360,667	102.2		7,412,883	100.7		
	計 (3)	35,687,152	100.4		35,840,909	100.4		36,143,085	100.8		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	215,134	105.3	40.9	213,362	99.2	41.4	193,238	90.6	40.9
		諸 手 当	150,456	103.4	28.6	146,467	97.3	28.4	132,990	90.8	28.2
		時間外勤務手当	13,705	93.3	2.6	11,064	80.7	2.1	8,490	76.7	1.8
		税務特別手当	417	98.1	0.1	407	97.6	0.1	302	74.2	0.1
		その他の手当	136,334	104.5	25.9	134,996	99.0	26.2	124,198	92.0	26.3
		そ の 他 ( 共 済 費 等 )	73,292	104.8	13.9	74,710	101.9	14.5	68,308	91.4	14.5
	計	438,882	104.6	83.4	434,539	99.0	84.3	394,536	90.8	83.6	
	需 用 費	旅 費	155	121.1	0.0	172	111.0	0.0	126	73.3	0.0
		賃 金	6,901	87.4	1.3	8,968	130.0	1.7	8,035	89.6	1.7
		そ の 他	80,475	100.1	15.3	71,832	89.3	14.0	69,425	96.6	14.8
	計	87,531	99.0	16.6	80,972	92.5	15.7	77,586	95.8	16.5	
	合 計 (4)		526,413	103.6	100.0	515,511	97.9	100.0	472,122	91.6	100.1
	府民税徴収取扱費 (5)		314,627	99.5		314,976	100.1		318,179	101.0	
(4) - (5) = (6)		211,786	110.3	200,535		94.7	153,943		76.8		
税収入に 対する徴 税額の 割合	(4) / (3)	1.5%			1.4%			1.3%			
	(6) / (1)	0.7%			0.7%			0.5%			
税 務 職 員 数		61 人			59 人			56 人			

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

平成29年3月31日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～職員	計
市民税課	—	1	—	2	2	15	20
固定資産税課	—	1	—	3	1	13	18
納税課	1	—	—	2	—	15	18
計	1	2	0	7	3	43	56

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

### (2) 税務室の事務分掌

#### 市民税課

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (8) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）に関する証明書（他の所管に属するものを除く。）の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 室内の調整に関すること。

#### 固定資産税課

- (1) 固定資産税（都市計画税を含む。第4号において同じ。）の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

#### 納税課

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

平成29年3月31日現在

年 齢 担当名	平成29年3月31日現在							計	平均年齢
	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上		
市 民 税 課	0	4	3	4	1	3	5	20	40歳4月
固定資産税課	0	0	2	1	1	3	11	18	48歳11月
納 税 課	1	3	3	1	0	1	9	18	42歳2月
計	1	7	8	6	2	7	25	56	43歳8月

#### (2) 税務経験年数別職員数

平成29年3月31日現在

年 数 担当名	平成29年3月31日現在							計	平均経験 年数
	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上		
市 民 税 課	2	7	5	2	3	1	0	20	4年9月
固定資産税課	3	3	4	1	1	4	2	18	6年9月
納 税 課	5	3	4	3	2	1	0	18	5年1月
計	10	13	13	6	6	6	2	56	5年6月

### 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	倉内 喜由	平成20年11月1日 (4期目)	平成32年10月31日
委員長職務代理	上原 武彦	平成23年7月10日 (3期目)	平成32年7月9日
委員	山本 實	平成25年10月1日 (2期目)	平成31年9月30日

## 6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数等調

区 分		年 度		
		26年度	27年度	28年度
審査申出件数		2	2	0
審査 決定 件数	認容(一部認容含)	0	1	0
	棄却	2	1	0
	却下	0	0	0
	取下げ件数	0	0	0

## 7 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

平成29年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税課	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産課税	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税課	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

## (2) 証明手数料収入額 (税務室分)

	27年度		28年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税課	5,669	1,700,700	4,888	1,466,400	86.2	86.2	
課税、所得、非課税 法人所在地	5,669	1,700,700	4,888	1,466,400	86.2	86.2	1件 300円
固定資産税課	2,255	1,588,350	2,323	1,634,150	103.0	102.9	
各種台帳閲覧	399	119,700	508	152,400	127.3	127.3	1筆、1棟につ き300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	1,006	371,100	931	347,050	92.5	93.5	
公課証明	8	2,950	15	5,000	187.5	169.5	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	842	1,094,600	869	1,129,700	103.2	103.2	1件 1,300円
納税課	1,104	331,200	797	239,100	72.2	72.2	
個人市民税納税証明	194	58,200	205	61,500	105.7	105.7	1件 300円
法人市民税納税証明	557	167,100	215	64,500	38.6	38.6	
固定資産税納税証明	277	83,100	304	91,200	109.7	109.7	
軽自動車税納税証明	7	2,100	6	1,800	85.7	85.7	
完納証明書	69	20,700	67	20,100	97.1	97.1	
合計	9,028	3,620,250	8,008	3,339,650	88.7	92.2	



---

## 税率の変遷

---

市民税の税歴 . . . . .	33
諸税の税歴 . . . . .	53
主な税制改正（平成 28 年度適用） . . . . .	64



## ※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/20)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本金額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15	シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6. 10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6. 10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3. 31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税) 改正、昭和37年度より実施される。

# 市民税の税歴(2/20)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度			
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.		
所 得 控 除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左			
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左			
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左			
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左			
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ( 配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左			
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のおい づれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左			
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左			
	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。									
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が標準税率から標準税率を制限税率に改められた。従って標準税率に1.5/100 を乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円			

# 市民税の税歴(3/20)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者がない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者がない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		障害者・高齢者 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		社会保険料		
	基礎控除	100,000円		同 左		1年間の支払い金額の全額		
							雑 損	
						医療費		
						基礎控除		
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割		
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		所得割		
						15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		
						均等割		
						100 円		
						所得割		
						150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		
						※特別控除の廃止		
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		配当控除	
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	
摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円			

# 市民税の税歴(4/20)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円 の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の 5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円		
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1 以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

# 市民税の税歴(5/20)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)	
基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左		
市 民 税	均等割	400円		同	左	同	左	1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同	左	同	左	300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(6/20)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円)超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%)  その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税)  短期 市 8% 府 4%	



# 市民税の税歴(7/20)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(8/20)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左		
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学 生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左		
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左		
市 民 税	均等割	2,000 円		同 左		同 左		
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左		
	府 民 税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		
	税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%				

# 市民税の税歴(9/20)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同 左		300,000-((A-350,000)×30/35) 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
医療費	総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
市 民 税	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府 民 税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち給与控除後を超える金額)				

# 市民税の税歴(10/20)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同 左		同 左		同 左 (老人・特定扶養控除 390,000円)	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上100,000円未満 300,000円 100,000円以上300,000円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上450,000円未満 300,000円 450,000円以上300,000円 (A - 50,000)		同 左		同 左		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象							
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同 左		同 左		同 左	
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円 (日本赤十字社も対象)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左		同 左		同 左	
基礎控除	310,000円		同 左		同 左		同 左		
均等割	2,000円		同 左		同 左		同 左		
市民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 // 11%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	700円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同 左		同 左		同 左		
	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		同 左		同 左		同 左		
	○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		同 左		同 左		同 左		
	○その他 市6% 府3%		同 左		同 左		同 左		
	□平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税		同 左		同 左		同 左		

# 市民税の税歴(11/20)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 330,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 330,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	同 左	同 左	同 左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000万円以下が対象			
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
基礎控除	330,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
均等割	2,000円	同 左	2,500円	同 左	同 左	同 左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 " 11%	同 左	同 左	200万円 以下の金額 3% 200万円 を超える金額 8% 700万円 " 12%	同 左	同 左
府 民 税	均等割	700円	同 左	1,000円	同 左	同 左	同 左
所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左	700万円 以下の金額 2% 700万円 を超える金額 3%	同 左	同 左
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3%  短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか、多い方 株式等 市 4% 府 2%  □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円超える 市 6% 府 3%  □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	同 左	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円超える 市 6% 府 3%	同 左	同 左

# 市民税の税歴(12/20)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満	330,000円 330,000円 30,000円	同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
基礎控除	330,000円		同 左		
市 民 税	均等割	2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 11%		200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 10%	
	均等割	1,000円		同 左	
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

# 市民税の税歴(13/20)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000円(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A-380,000)	330,000円 330,000円		同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
市民 税	均等割	2,500円		同左		同左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	同左		同左	
府 民 税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	同左		同左	
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。		同左		同左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左		○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

# 市民税の税歴(14/20)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 330,000円 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円				
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
	市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左
		所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左	同左
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左	同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左	同左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方  ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分)  □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	



# 市民税の税歴(15/20)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	均等割	3,000円		同	左
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

# 市民税の税歴(16/20)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)		同	左	同	左	
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象						
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
	税率	市民税均等割	3,000円					
		市民税所得割	6%(一律)		同	左	同	左
府民税均等割		1,000円						
府民税所得割		4%(一律)						
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能 額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5 を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額		
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて 全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置							
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左		

# 市民税の税歴(17/20)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.		H24. 1. 1.	
		H23. 3. 15.		H24. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円 30,000円	同左	
	A… 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満	30,000円		
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円
	寡婦(夫)	特別障害	300,000円	特別障害	300,000円
	勤労学生	特別寡婦	300,000円	同居特別障害 特別寡婦	530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)			同左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)			同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)			同左	
基礎控除		330,000円		同左	
税率	市民税均等割		3,000円		
	市民税所得割		6%(一律)		
	府民税均等割		1,000円		同左
	府民税所得割		4%(一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額			同左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同左	○0歳～15歳の扶養控除の廃止

# 市民税の税歴(18/20)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1.	H25. 3. 15.	H26. 1. 1.	H26. 3. 17.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
税率	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
税額控除	府民税所得割	4%(一律)		同	左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(19/20)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1.	H27. 3. 16.	H28. 1. 1.	H28. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	税率	市民税均等割 3,500円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,500円 府民税所得割 4%(一律)		同	左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)		次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(20/20)

		平成29年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1.	H29. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳~22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額	
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満	30,000円
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円	
	寡婦(夫)	特別障害 300,000円	
	勤労学生	同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
雑損	総所得金額の10%を超える金額		
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		
基礎控除	330,000円		
税率	市民税均等割	3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)	
	府民税均等割	1,800円	
	府民税所得割	4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

# 諸税の税歴(1/11)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(2/11)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人 市 民 税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100		同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100		同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税	7 / 100		同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税	—		—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税	0.2 / 100		同 左	同 左	同 左	同 左



## 諸税の税歴(3/11)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

# 諸税の税歴(4/11)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	市 民 税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(5/11)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
市民	税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左
市たばこ消費	税	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左
固定資産	税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左
電気	税	5/100	廃止	——	——
ガス	税	2/100	廃止	——	——
特別土地保有	税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100
都市計画	税	0.3/100	同左	同左	同左

諸税の税歴(6/11)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき ・旧三級品以外 1,997 円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保 有 分 1.4/100 取 得 分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(7/11)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	入 湯 税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左

# 諸税の税歴(8/11)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(9/11)

平成27年度	
法人税制	12.1/100 (平成26年10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	<p>法人税</p> <p>○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</p> <p>○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</p> <p>○その他 60,000円</p>
市民税	<p>原動機付自転車</p> <p>50cc以下 1,000円</p> <p>90 " 1,200円</p> <p>125 " 1,600円</p> <p>ミニカー 2,500円</p> <p>軽自動車</p> <p>2輪のもの 2,400円</p> <p>3輪のもの 3,100円</p> <p>4輪の営業用貨物 3,000円</p> <p>〃 自家用貨物 4,000円</p> <p>〃 営業用乗用 5,500円</p> <p>〃 自家用乗用 7,200円</p> <p>〔平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車〕</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪の営業用貨物 3,800円</p> <p>〃 自家用貨物 5,000円</p> <p>〃 営業用乗用 6,900円</p> <p>〃 自家用乗用 10,800円</p> <p>2輪の小型自動車 4,000円</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>農業作業用 1,600円</p> <p>その他 4,700円</p>
軽自動車税	
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0.3 / 100
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円

# 諸税の税歴(10/11)

		平成28年度																																					
法人税制	法人税割	12. 1/100																																					
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																					
市民税	原動機付自転車	<b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新規率）※1</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新規率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円			
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新規率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪																																			
軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																		
	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																		
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																		
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																		
		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																		
軽自動車税	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																						
	<b>■グリーン化特例</b> 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気軽自動車など	貨物車	乗用車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税額			← 環境性能 →																																			
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	乗用車																																		
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																		
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																		
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																		
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																		
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																																						
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																						
都市計画税	0.3 / 100																																						
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																						



# 諸税の税歴(11/11)

		平成29年度																																											
法人税割	法人税割	12. 1/100																																											
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																											
市民税	原動機付自転車	<b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査率）※1</th> <th colspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3		三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円			貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																						
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪																																							
軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																								
	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																								
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																								
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																								
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																									
軽自動車税	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																												
	<b>■グリーン化特例</b> 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限りの軽自動車税を軽減。																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高		低		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
車種区分	標準税額			← 環境性能 →																																									
				高		低																																							
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																							
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																								
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																								
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																								
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																								
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																								
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき3,355円																																												
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																												
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																												
都市計画税	0. 3 / 100																																												
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																												

主な税制改正【平成28年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																		
個人市民税	公的年金からの特別徴収における仮徴収税額の算定方法の変更	<p>公的年金からの年間の徴収税額の平準化を図るため、年金特別徴収における仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>また、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更していたが、一定の要件の下では特別徴収を継続する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>6月</th> <th>8月</th> <th>10月</th> <th>12月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="3">前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)× 1/3</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td colspan="3">前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)</td> <td colspan="3">(年税額－仮徴収額)× 1/3</td> </tr> </tbody> </table>		仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)× 1/3			改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)× 1/3			平成28年10月1日以降の特別徴収分より適用	25							
		仮徴収			本徴収																																	
		4月	6月	8月	10月	12月	2月																															
改正前	前年度の本徴収額×1/3 (2月分と同額になる)			(年税額－仮徴収額)× 1/3																																		
改正後	前年度の年税額×1/6 (昨年度の全体の公的年金に対する税額の1/6)			(年税額－仮徴収額)× 1/3																																		
	ふるさと納税の特例控除額の上限の拡充	ふるさと納税の特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。	平成28年度分から (平成27年1月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																																		
	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、寄附先の自治体数が5団体以内で、寄附先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、本来所得税で受ける還付相当額を翌年の住民税で減額する仕組みを創設。	平成28年度分から (平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象)	27																																		
軽自動車税	税率の見直し	<p>原動機付自転車及び二輪車等（小型特殊自動車を含む）に係る税率について、新税率を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超</td> <td rowspan="2">1,200円</td> <td rowspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td rowspan="2">1,600円</td> <td rowspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>二輪車 250cc以下</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250cc超</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農業用</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	新税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超	1,200円	2,000円	90cc以下	90cc超	1,600円	2,400円	125cc以下	ミニカー	2,500円	3,700円	軽自動車	二輪車 250cc以下	2,400円	3,600円	二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円	小型特殊自動車	農業用	1,600円	2,400円	その他	4,700円	5,900円	平成28年度分から (平成27年度改正にて1年延期され、平成28年度からとなった。)	26・27
区分		現行	新税率																																			
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円																																			
	50cc超	1,200円	2,000円																																			
	90cc以下																																					
	90cc超	1,600円	2,400円																																			
	125cc以下																																					
ミニカー	2,500円	3,700円																																				
軽自動車	二輪車 250cc以下	2,400円	3,600円																																			
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円																																			
小型特殊自動車	農業用	1,600円	2,400円																																			
	その他	4,700円	5,900円																																			

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																										
軽自動車税	税率の見直し (重課制度の導入)	<p>環境性能の維持・強化を図るなどの観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車に対して、約20%の重課制度を導入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>重課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行	重課税率	軽自動車	三輪		3,100円	4,600円	四輪	乗用 営業用	5,500円	8,200円	乗用 自家用	7,200円	12,900円	貨物	営業用	3,000円	4,500円	自家用	4,000円	6,000円	平成28年度分から	26																																			
	区分		現行	重課税率																																																										
軽自動車	三輪		3,100円	4,600円																																																										
	四輪	乗用 営業用	5,500円	8,200円																																																										
		乗用 自家用	7,200円	12,900円																																																										
	貨物	営業用	3,000円	4,500円																																																										
自家用		4,000円	6,000円																																																											
グリーン化特例(軽課)の導入	<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分(平成28年度分)に限り税額を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃費基準達成度(例:乗用)</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車及び天然ガス自動車</td> <td>概ね1/4</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準+20%達成</td> <td>概ね1/2</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成</td> <td>概ね3/4</td> </tr> </tbody> </table>	燃費基準達成度(例:乗用)	税額	電気自動車及び天然ガス自動車	概ね1/4	平成32年度燃費基準+20%達成	概ね1/2	平成32年度燃費基準達成	概ね3/4	平成28年度分	27																																																			
燃費基準達成度(例:乗用)	税額																																																													
電気自動車及び天然ガス自動車	概ね1/4																																																													
平成32年度燃費基準+20%達成	概ね1/2																																																													
平成32年度燃費基準達成	概ね3/4																																																													
たばこ税	旧三級品に係る特例廃止	<p>旧三級品の製造たばこに係る特例税率を、平成28年度から段階的に廃止する。 また、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために手持品課税が実施される。 (参考) ※旧三級品(わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄)</p> <p style="text-align: center;">税率:円/1,000本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>市</th> <th>府</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>2,495円</td> <td>411円</td> <td>2,906円</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から</td> <td>2,925円</td> <td>481円</td> <td>3,406円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から</td> <td>3,355円</td> <td>551円</td> <td>3,906円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から</td> <td>4,000円</td> <td>656円</td> <td>4,656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から</td> <td>5,262円</td> <td>860円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般品の税率</th> <th>市</th> <th>府</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,262円</td> <td>860円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1箱(20本)当たりの税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>116円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から</td> <td>136円</td> <td>+20円(うち市税分8.6円)</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から</td> <td>156円</td> <td>+20円(うち市税分8.7円)</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から</td> <td>186円</td> <td>+30円(うち市税分12.9円)</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から</td> <td>245円</td> <td>+59円(うち市税分25.24円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般品の税率</th> <th>市</th> <th>府</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>245円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	市	府	国	現行	2,495円	411円	2,906円	平成28年4月1日から	2,925円	481円	3,406円	平成29年4月1日から	3,355円	551円	3,906円	平成30年4月1日から	4,000円	656円	4,656円	平成31年4月1日から	5,262円	860円	6,122円	一般品の税率	市	府	国		5,262円	860円	6,122円	実施時期	税率		現行	116円		平成28年4月1日から	136円	+20円(うち市税分8.6円)	平成29年4月1日から	156円	+20円(うち市税分8.7円)	平成30年4月1日から	186円	+30円(うち市税分12.9円)	平成31年4月1日から	245円	+59円(うち市税分25.24円)	一般品の税率	市	府	国		245円			平成28年度分から	27
実施時期	市	府	国																																																											
現行	2,495円	411円	2,906円																																																											
平成28年4月1日から	2,925円	481円	3,406円																																																											
平成29年4月1日から	3,355円	551円	3,906円																																																											
平成30年4月1日から	4,000円	656円	4,656円																																																											
平成31年4月1日から	5,262円	860円	6,122円																																																											
一般品の税率	市	府	国																																																											
	5,262円	860円	6,122円																																																											
実施時期	税率																																																													
現行	116円																																																													
平成28年4月1日から	136円	+20円(うち市税分8.6円)																																																												
平成29年4月1日から	156円	+20円(うち市税分8.7円)																																																												
平成30年4月1日から	186円	+30円(うち市税分12.9円)																																																												
平成31年4月1日から	245円	+59円(うち市税分25.24円)																																																												
一般品の税率	市	府	国																																																											
	245円																																																													